

# しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出事業 委託業務企画提案仕様書

本公募は、沖縄県の令和8年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるものです。

県議会において、沖縄県の令和8年度当初予算案が否決された場合又は変更された場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがありますので予めご了承ください。

## 1 事業名

しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出事業業務委託

## 2 履行期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

## 3 事業予算額

予算額は43,950,000円以内とする。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

## 4 事業目的

沖縄県の各地域には多様で豊かな地域の伝統芸能等が存在し、これらの地域の伝統芸能等は、優れた文化資源であり、地域振興の資源として大きな可能性を秘めている。

一方で、これら地域の伝統芸能を支える各地域の文化団体等が活動を継続していくためには、各地域の実情を把握し、寄り添いながら継続的に活動を支援するとともに、商業・観光分野へのニーズを開拓する人材の確保が必要となる。

そのため、文化資源を活用した観光振興を図るため、「沖縄県伝統芸能祭」（屋内、文化財活用、ナイトコンテンツ等）を開催し、国内外からの観光客の受入体制の強化を図るとともに、文化相談員を配置し、直接地域の伝統芸能団体へアプローチすることで、文化資源の掘り起こしと活動実態及び課題を把握し、商業・観光分野へのニーズ開拓及びマッチングを行う。

なお、令和8年度は首里城正殿が完成の節目となることから、「沖縄県伝統芸能祭」のテーマは首里城正殿完成記念とする。

※地域の伝統芸能等：県内各地の祭礼等で披露される伝統行事や伝統芸能等

## 5 委託業務内容

### (1) 県内各地域の伝統芸能等の実態調査及び各種課題解決支援

①文化資源を活用した魅力発信コンテンツの制作、商業・観光分野におけるコンテンツの掘り起こしのため、文化相談員を配置し、県全域における地域の伝統芸能等の実態把握調査を実施しリスト化する。また、各団体の抱える活動継続に向けた課題等を整理すること。

②これら地域の伝統芸能を文化観光コンテンツとして活用するためには、地域における文化活動が継続されることが重要であることから、①の調査に基づき、県内文化協会や、市町村、各地域の観光協会等と連携しながら、各種課題解決に向けた支援や情報提供等を行うこと。

#### 〈課題解決にあたっての支援内容〉

- ・活動継続のための組織体制の構築に関する情報提供及びアドバイス等支援を行うこと。
  - ・国、県、市町村及びその他民間団体の実施する各種助成等の情報収集及び提供並びに各種助成事業への申請までの支援を行うこと。
  - ・支援にあたっては、積極的に各地域へアプローチし、ハンズオンで相談に乗りながら、各種助成等への応募について促す等の取り組みを行うこと。
- ③①の実態把握調査により明らかになった課題等の解決に向けた取組（座談会、個別相談会等）を実施すること。

### (2) 沖縄県伝統芸能祭の実施運営

①地域の伝統芸能等を活用した沖縄県伝統芸能祭を本島、離島において（3回以上）開催する。

②テーマは「首里城正殿完成記念」とする。

③沖縄県伝統芸能祭の進行役を置くこと。（県と協議の上決定する。）

④出演団体の選定については、地域バランスを考慮するとともに、演目についても偏りがないようにすること。（県と協議の上決定する。）

⑤出演団体については、各公演とも原則沖縄本島北部、中部、南部、宮古、八重山の各圏域から1団体、計5団体の出演とする。（3公演15団体）

⑥出演団体を含め、披露する地域の伝統芸能等の歴史・文化について、映像やナレーションを活用し、沖縄文化に馴染みの無い観光客等の興味を喚起するよう、2時間半程度の舞台を構成すること。

⑦開催場所及び方法については、屋内、文化財活用、ナイトコンテンツ、既存のイベント等とのコラボレーション等、集客の波及効果の高い開催方法について検討し、観光客等に地域の伝統芸能等の魅力的を存分に伝える舞台構成にすること。

- ⑧沖縄県伝統芸能祭は入場無料とし、後述する(3)①で作成する特設 WEB ページや SNS 等で開催を周知するとともに、その他観光客を呼び込むための広報活動等を行うこと。
- ⑨沖縄県伝統芸能祭の実施にあたり、出演団体、舞台関係者及び県と必要な事項を事前に協議し、連携を図ること。

### (3) 地域の伝統芸能等の魅力発信及びその他効果的な取組

#### ①特設 WEB ページの作成等

- ・特設 WEB ページを作成し、地域の伝統芸能等の紹介及びイベントカレンダーを作成すること。
- ・特設 WEB ページは、5(1)①で実施する県内の地域の伝統芸能等の実態把握調査の結果を反映させ、月 1 回程度のペースで団体情報を更新する等、最新の情報を発信する。
- ・その他、SNS や YouTube 等を用いて、本県文化の魅力を効果的に発信すること。
- ・「沖縄県伝統芸能祭」に関する PR を行うこと。

※特設 WEB ページの作成にあたっては、前身事業で作成した特設 WEB ページを移行することとする。（下記 URL 参照）

<https://shimajima-geinou.okinawa/>

#### ②県外における沖縄への興味喚起につながる話題づくり

- ・沖縄県伝統芸能祭の開催と連動し、地域の伝統芸能等の体験コーナー等の参加型イベントの開催、旅行商品の造成など、地域振興や観光振興に資する取り組みを行うこと。
- ・全国事例等を参考に、効果的なプロモーション等を行い、観光客数の増加に繋がる取り組みを行うこと。

### (4) 効果の測定

上記(1)から(3)の実施にあたって、それぞれ効果を測定するための目標値を設定するとともに、その結果についての分析と報告を行うこと。

## 6 積算見積

(1)本事業の対象とする経費は、事業の執行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、主な対象経費は別添のとおりとする。

## 7 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算

するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

## 8 経費区分

積算の経費については、以下の内容とする。なお、主な対象経費は別添のとおりとする。また、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費等）
- (3) 直接経費として計上できない経費
  - ①建物等施設に関する経費
  - ②事業内容に照らして当然備えるべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
  - ③事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - ④その他事業に関係のない経費
- (4) 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）  
※再委託には、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も含まれる。  
※請負の例：（パンフレットの制作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品輸送等）
- (5) 一般管理費（直接人件費+直接経費-再委託費）×10%以内
- (6) 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
- (7) その他（上記費目以外の必要な経費を隨時追加）

## 9 再委託の禁止について

### (1)一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

## その他、甲が契約の主たる部分と決定した業務

### ○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

## (2)再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (3)再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

その他、甲が再委託により履行することができると決定した業務

### ○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の 50%を超えない業務

## (4)再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

その他、甲が簡易と決定した業務

### ○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

WEB サイト制作・運営業務

イベント制作業務（会場設営、イベント運営・進行、音響等舞台制作スタッフの手配、受付・参加者案内補助業務の手配、出演料の支払い）

出演者の航空券・宿泊施設の確保にかかる代行業務

## 10 事業の実施状況に関する事項

事業の進捗状況等を毎翌月 10 日までに県に報告すること。

## 11 事業の成果品及び著作権

### (1) 成果物の体裁、提出部数等

- ① 委託業務報告書 A4 版 (紙原稿及び製本版 5 部)
- ② 上記①に係る電子記録 (テキスト情報化した PDF 形式) 1 式

### (2) 提出期限 令和 9 年 3 月 31 日

※ 報告書には、県ホームページ等で公表可能な概要版を添付すること。なお、概要版は個別企業名が特定されないよう処理すること。

※ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

※ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

## 12 その他留意事項

### (1) 本仕様書に定めのない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

<別添>

【主な対象経費】

経費区分	内 容
I. 直接人件費	本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 直接経費	
旅費	本業務を行うために必要な出張等に係る経費
報償費	本業務に必要な会議、審査会、研修等に出席した外部専門家等に対する謝金
使用料及び賃借料	本業務に必要な会場使用料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	本事業を行うために必要な物品であって備品に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	本業務で作成するパンフレット・リーフレット、成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助員人件費	本業務を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	本業務を行うために必要な直接的な経費であって、他のいずれの区分にもぞくさないもの。原則として、本業務のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) <ul style="list-style-type: none"><li>・通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）</li><li>・光熱水料（電気、水道、ガス代。ただし、専用メーターの検針等により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ）</li><li>・翻訳通訳、速記費用</li></ul>
III. 再委託費	県との取り決めにおいて、受託事業者が当該事業の一部を他者に行わせる（委託又は準委任する）ために必要な経費
IV. 一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費。人件費と事業費の合計に0.1を掛けた額（1円未満切り捨て）を上限とする。